

# 神戸市立霞ヶ丘小学校いじめ防止等のための基本的な方針

## はじめに

霞ヶ丘小学校は、教職員・保護者・地域が一体となり、いじめのない学校＝「ぬくもりのあるほのぼのとした霞ヶ丘小学校」を目指します。そのために、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための基本的な方針（以下「霞ヶ丘小学校基本方針」という。）を策定します。

令和4年4月 神戸市立霞ヶ丘小学校  
令和5年4月改定 神戸市立霞ヶ丘小学校  
令和6年4月改定 神戸市立霞ヶ丘小学校  
令和7年4月改定 神戸市立霞ヶ丘小学校

## いじめとは

「いじめ」とは、本校の児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

## いじめのない霞ヶ丘小学校の教育目標とは

### 自ら学び、たくましく、共に生きる子どもの育成

#### <めざす子供像>

自ら進んで行動する子  
自分の考えが伝えられる子  
最後までがんばる子  
誰とでも仲良くできる子

#### <求める教師像>

子供と向き合い、願いを受け止められる教師  
子供の良さに気づける教師  
より高い授業力を構築するため、自己の研鑽に努める教師  
保護者や地域の願いを聞き、応えようとする教師  
手をつなぎ合える教師

## 1. いじめに対する基本的な姿勢、認識

### (1) 基本姿勢

本校は、霞ヶ丘小学校基本方針に基づき、保護者・地域と連携しながら、いじめの問題の根本的な解決に向けて取組を進めます。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。

### (2) 本校の教職員の姿勢・責務

- 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係づくりに努めます。
- 分かる授業、一人一人の児童が活躍できる活動・行事等を通じて、児童の自己有用感を高めるよう努めます。
- 児童、教職員の人権感覚を高めるように努めます。
- 「子どもの権利条約」や「いじめ防止対策」等の生徒指導に関する研修等を通じて、教職員の人権感覚をさらに高めます。

- いじめの兆候を見逃さないようにアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に児童の情報を交換してその共有に努めます。
- 児童の表情や行動の変化に気を配り、いじめが疑われる段階から対応します。
- 「いじめは決して許さない」という姿勢を様々な場面で児童に伝えます。
- 児童が自主的にいじめの問題について考え、議論する等のいじめの防止に関する活動に取り組んでいけるよう努めます。
- 児童がいじめを受けていると思われるときは、その問題を一人で抱え込んだり、かくしたりすることなく、校内いじめ問題対策委員会で情報を共有し、適切かつ、迅速に、組織的に指導及び支援する責務を有します。(いじめ防止対策推進法第23条第1項)
- 保護者や地域の方々からの情報を受け入れる姿勢を大切にします。

## 2. 校内いじめ問題対策委員会

### (1) 校内いじめ問題対策委員会の設置

本校は、校長、教頭、関係児童の担任と学年世話係、当該事案に関わりの深い教員、生徒指導係教員、養護教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による校内いじめ問題対策委員会を設置します。

### (2) 校内いじめ問題対策委員会の役割

- 本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発を行います。
- いじめの相談があった場合には、当該担任等に加え、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議する。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに十分注意しながら、本校の教職員が共有するようにします。
- いじめの問題に関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を計画的に行います。
- 本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行います。
- 学期に一度、いじめアンケートを実施し、いじめの早期発見・対応に努めます。

## 3. いじめの防止に関する基本的な考え方

### (1) 年間計画

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、年間を通して予防的な取組を計画・実施します。

### (2) 未然防止

いじめの未然防止のため、計画的に取り組めます。

- 思いやりの心をはぐくみ、いじめを許さない、生まない風土づくり
- 豊かな体験を通じた心の教育と温かい集団づくり
- 規範意識を身につけ、自浄力のある児童集団の育成（いじめをなくすためのスローガン）
- 「かすみっ子の学習ルール」を中心とした学習規律の育成

### (3) いじめの早期発見

いじめは、早期発見をすることが早期解決につながります。そのために、日ごろから児童の信頼関係の構築と見守りに努めます。

- 信頼関係の構築
- 児童理解
- 教育相談体制の充実
- 校外相談機関との連携
- 定期的なアンケート調査（学期に一度、いじめアンケートの実施）

**（４）いじめの早期対応**

いじめの兆候に気づいたときには、問題を軽視することなく早期に事実関係の把握を行い、組織的に対応します。

**（５）いじめの指導**

- いじめた児童には、自らの言動で相手を傷つけたことやいじめられる側の気持ちに気づかせます。
- 関係児童の問題にとどめず、関係児童のプライバシーに十分注意した上で、学級および学年、学校の問題としてとらえ、再発防止を含め、解消を目指した取組を進めます。
- 児童、保護者には適時、適切な方法で経過や今後の指導方針、相談体制等を伝えます。
- 状況に応じて教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンター、青少年育成センター等の関係機関と連携して解決にあたります。
- 指導後も継続的に、関係児童と保護者に対しての支援を行います。

**（６）いじめの解消について**

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

- いじめに係る行為が止んでいること。
- いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

**（７）家庭の役割と保護者の責務**

- 子供の豊かな人間性を育むためには、保護者が、家庭を安らぎと安心を与える場にすることが大切である。
- 日ごろから子供の規範意識を養うため、いじめ問題等についても日常の生活体験を通じながら、決して許されるものではないということを丁寧に指導しなければならない。
- 子供がいじめを受けた場合は、速やかに学校と協力し、子供をいじめから守らなければならない。また、いじめを行った場合についても、学校や関係保護者と協力し、解決に向けた努力をする必要がある。

|  |  |   |  |   |
|--|--|---|--|---|
| いじめ情報の<br>早期発見   | 正確な事実の把握   | 指導体制・<br>方針の決定  | 子供への指導・<br>支援<br>(保護者との<br>連携)   | 今後の対応   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策委員会の迅速な招集</li> <li>・対応決定</li> <li>・守る体制作り</li> <li>・守る体制の整備</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・双方からの聴き取り</li> <li>・関係教職員の情報共有</li> <li>・徹底して守る体制作り</li> <li>・いじめ全体像の把握</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導方針の明確化</li> <li>・教職員の共通理解と指導体制と役割分担</li> <li>・教育委員会、関係機関との報告、連絡、相談</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめられた子への心のケア</li> <li>・いじめた子への毅然とした指導</li> <li>・保護者への理解と協力</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的な指導、支援</li> <li>・心のケアの継続</li> <li>・学級経営の充実</li> <li>・心の教育の充実</li> <li>・保護者との連携</li> <li>・教育委員会、関係機関との連携</li> </ul> |

#### 4. 特別な支援を必要とする児童への対応

- 特別支援学級に在籍する児童、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に特に配慮します。
- いじめを許さぬ豊かな心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常の学級との交流および共同学習を積極的に進めます。

#### 5. 特に配慮を要する児童への対応

- 特に配慮を要する児童がいじめを受けることなく、充実した学校生活をおくることができるよう、正しい理解を深めていくための研修や、学校として必要な対応ができるよう支援する。
- 海外から帰国した児童・外国人の児童・国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
  - 性同一性障害や性的思考・性自認に係る児童
  - 各地での災害や事故等により被災した児童や避難をしている児童
  - 特別な事情があり、親元を離れて生活をする児童など

#### 6. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

##### (1) 未然防止

- インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童、保護者、地域への啓発に努めます。
- パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者に協力を依頼します。

##### (2) 早期対応

- インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。

#### 7. 保護者・地域との連携

- 保護者や地域と連携し、朝のあいさつ運動、登下校時の見守り活動、いじめ防止キャンペーン等に取り組み、児童の様子を積極的に見守ります。
- PTAや学校運営協議会地域の会合等で、学校がいじめの問題への取組について情報を発信します。
- 学校、保護者、地域と一緒に参加する会議などを開催し、地域ぐるみでいじめの問題に取り組みます。

#### 8. 関係機関との連携

学校の指導だけで十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、少年サポートセンター、こども家庭センター、医療機関、法務局等の人権擁護機関）との適切な連携が必要であり、平素から、関係機関と連携する体制を構築します。

#### 9. 重大事態への対処

##### (1) 重大事態の報告と調査

- 重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会事務局に報告します。

○重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握する。

## (2) 調査結果の報告

○いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時、適切な方法で説明します。

※重大事態＝自殺を企画、身体に重大な傷害を負う、金品の重大な被害を受ける、精神性の疾患を発症、いじめによる長期欠席（年間30日間を目安）

## 9. その他

本校は、校内いじめ問題対策委員会によって、適宜霞ヶ丘小学校基本方針を見直し、必要があると認められるときは改訂します。